

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行 |
|--|-----|
| <p>第四条の二の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）以下「令」という。）第一条第二項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）（当該会社等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等を含む。）をいう。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の三分の一を超えて自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等</p> <p>二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他</p> |     |

の会社等の議決権の五分の一以上三分の一以下を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 当該子会社等以外の他の会社等の代表取締役、代表執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(2) 当該子会社等以外の他の会社等の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任している者の総数の五分の一を超える割合を占めていること。

ロ その他当該会社等が当該子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の三分の一を超えて保有している場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当

該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イ又はロに掲げる要件のいずれかに該当するもの

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十二條の二の五の二 令第二條第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前條第一項各号に掲げる方法のうち電気通信事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

#### 附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。



|            |            |  |            |  |
|------------|------------|--|------------|--|
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>第一種指<br/>定電気通<br/>信設備接<br/>続料規則<br/>(平成十<br/>二年郵政<br/>省令第六<br/>十四号)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <p>第二十三条の三、第二十三条の五、第二十三条の七、第二十三条の九の三、第二十三条の十四、第二十三条の十五、第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の三、第二十五条の四、第二十五条の五、第二十五条の七の二、第二十五条の七の三、第二十五条の七の四、第二十五条の八、第二十五条の九、第二十六条、第二十七条の五、第二十八条、第三十条、第四十条の三、第四十条の四の三、第四十条の五、第四十条の九の第一項、第四十条の十の第一項、第四十条の十二、第四十条の十三、第四十条の十四の第一項第二号、第四十条の十七、第四十条の十八、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項、第五十七条、第六十条の二並びに第六十三条第三項</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)</p>   | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <p>第二十三条の七、第二十三条の九の三、第二十三条の十四、第二十三条の十五、第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の三、第二十五条の四、第二十五条の八、第二十五条の九、第二十六条、第二十七条の五、第二十八条、第三十条、第四十条の三、第四十条の四の三の第一項、第四十条の五、第四十条の九の第一項、第四十条の十の第一項、第四十条の十二、第四十条の十三、第四十条の十四の第一項第二号、第四十条の十七、第四十条の十八、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項、第五十七条、第六十条の二並びに第六十三条第三項</p>   |

附則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の四の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十條第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を次のように告示し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法第三十條第一項の規定により指定された株式会社NTTドコモに係る同條第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。

- 一 東日本電信電話株式会社
- 二 西日本電信電話株式会社
- 三 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーシヨンズ株式会社
- 四 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 五 株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
- 六 株式会社NTTぷらら
- 七 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーシヨンズ

八 エヌ・ティ・ティ・メディアアサプライ株式会社

○ 電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章（略）</p> <p>第 2 章の 2 電気通信事業の登録の更新（第 5 条の 2 <u>第 5 条の 4</u>）</p> <p>第 3 章～第 1 6 章（略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条～第 5 条の 3（略）</p> <p><u>（緊密な者）</u></p> <p><u>第 5 条の 4 施行規則第 4 条の 2 の 2 第 3 号に規定する会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者（以下「緊密な者」という。）（当該会社等の子会社等を除く。）は、次に掲げる者とする。</u></p> <p><u>（1）当該会社等の関連会社等（電気通信事業法施行令（昭和 6 0 年政令第 7 5 号）第 1 条第 2 項に規定する関連会社等をいう。）</u></p> <p><u>（2）当該会社等の役員が議決権の過半数を保有している他の会社等</u></p> <p><u>（3）当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者で、当該会社等が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている当該他の会社等</u></p> <p><u>（4）当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者で、当該会社等が他の会社等の</u></p> | <p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章（略）</p> <p>第 2 章の 2 電気通信事業の登録の更新（第 5 条の 2 <u>・第 5 条の 3</u>）</p> <p>第 3 章～第 1 6 章（略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条～第 5 条の 3（略）</p> |

|   |                    |
|---|--------------------|
| <p>財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表権のある役員として派遣されており、かつ、その取締役会その他これに準ずる機関の構成員の100分の30以上を占めている当該他の会社等</p> <p>(5) <u>当該会社等が資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものをいう。）の総額の過半について融資（債務保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っている他の会社等</u></p> <p>(6) <u>当該会社等が技術援助契約等を締結しており、当該契約の終了により、事業の継続に重要な影響を及ぼすこととなる他の会社等</u></p> <p>(7) <u>当該会社等との間の営業上又は事業上の契約に関し、その事業活動の相当部分を当該契約に依存していることにより、当該会社等から事業上重要な影響を受けることとなる他の会社等</u></p> <p>(8) <u>その他当該会社等との関係に至った経緯、当該会社等との関係の内容、過去の議決権の行使の状況、当該会社等の商号との類似性等を踏まえ、当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる他の会社等</u></p> <p>第6条～第25条（略）</p> | <p>第6条～第25条（略）</p> |
|---|--------------------|

附 則

この訓令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行の日（平成28年5月21日）から施行する。